

国土交通省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～8章 (略)</p> <p>第9章 研修</p> <p><u>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</u></p> <p>第11章 補則</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 第1条～27条 (略)</p> <p><u>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</u> (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</p> <p><u>第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程(平成26年12月9日国土交通省訓令第40号)、観光庁特定秘密保護規程(平成26年12月9日観光庁訓令第6号)、気</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～8章 (略)</p> <p>第9章 研修</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第10章 補則</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 第1条～27条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

象庁特定秘密保護規程（平成26年12月10日気象庁訓令第14号）、運輸安全委員会特定秘密保護規程（平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号）及び海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号）に基づき管理するものとする。

（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

（新設）

第29条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については、次に掲げるとおり管理するものとする。

一 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。

イ 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

ロ 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

二 秘密文書の指定は、極秘文書については本省内部部局等、本省施設等機関等、外局内部部局及び外局施設等機関等の長が、秘文書については文書管理者が、期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第三号において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）その指定は必要最小限にとどめるものとする。

三 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認める

ときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

四 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

五 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。

六 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。

七 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。

八 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、国土交通大臣並びに観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会委員長及び海上保安庁長官に報告するものとする。

九 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、秘密文書管理責任者又は秘密文書管理責任者が指名する者が、あらかじめ当該秘密文書の管理について、提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。

十 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(行政文書管理規則の閲覧)

第30条 この規則は、閲覧所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(文書の受付等の取扱い)

第31条 文書の受付、配布、起案、決裁、施行、貸出し等については、国土交通省行政

第10章 補則

(行政文書管理規則の閲覧)

第28条 この規則は、閲覧所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(文書の受付等の取扱い)

第29条 文書の受付、配布、起案、決裁、施行、貸出し、秘密文書の取扱い等について

文書取扱規則（平成23年国土交通省訓令第26号）等の定めるところによる。

（法令等に基づく特別の定め）

第32条 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合には、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる。

（細則）

第33条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

（読み替え）

第34条 第18条中「文書管理システム」とあるのは、文書管理システムを導入していない組織であって、独自のシステムを導入しているものにあつては「組織が整備したシステム」と、文書管理システムを導入していない組織であつて、独自のシステムを導入していないものにあつては「電子的方式」と読み替えるものとする。

は、国土交通省行政文書取扱規則（平成23年国土交通省訓令第26号）等の定めるところによる。

（法令等に基づく特別の定め）

第30条 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合には、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる。

（細則）

第31条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

（読み替え）

第32条 第18条中「文書管理システム」とあるのは、文書管理システムを導入していない組織であつて、独自のシステムを導入しているものにあつては「組織が整備したシステム」と、文書管理システムを導入していない組織であつて、独自のシステムを導入していないものにあつては「電子的方式」と読み替えるものとする。

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
1～13（略）				
その他の事項				
14～16（略）				
17	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（ <u>独立行政法人通則法第2条第</u>	10年	（略）
				（削除）
		制定又は変更のための決裁文書（二十四の項目）		・中期目標案

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
1～13（略）				
その他の事項				
14～16（略）				
17	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（ <u>新設</u> ）の制定又は変更に関する	10年	（略）
				<u>評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項目）</u>
		制定又は変更のための決裁文書（二十四の項目）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見
				・中期目標案

		<p>3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯</p>	<p>中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画)、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項八)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書
		<p>る立案の検討その他の重要な経緯</p>	<p>中期計画(新設)、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項三)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書

		(略)	~ (略)	(略)	(略)
18~22 (略)					
備考					
一 ~ 五 (略)					
別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準					
1 基本的考え方 (略)					
2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(5)に沿って行う。					
(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。					
事項		業務の区分		保存期間満了時の措置	
1~13 (略)					
その他の事項					
14~16 (略)					
17	独立行政法人等に関する事	独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標(独立行政	(略)		

		(略)	~ (略)	(略)	(略)
18~22 (略)					
備考					
一 ~ 五 (略)					
別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準					
1 基本的考え方 (略)					
2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(4)に沿って行う。					
(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。					
事項		業務の区分		保存期間満了時の措置	
1~13 (略)					
その他の事項					
14~16 (略)					
17	独立行政法人等に関する事	独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標(新設)の	(略)		

項	法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	
	(略)	(略)
18~22 (略)		

注

「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

項	制定又は変更に関する立案の検討 その他の重要な経緯	
	(2) (略)	(略)
18~22 (略)		

注

「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

業 務	歴史公文書等の具体例
(略)	(略)

注 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1 の【 】【 】【 】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 上記に記載のある業務に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) 上記に記載のない業務に関しては、1 の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

業 務	歴史公文書等の具体例
(略)	(略)

注 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1 の【 】【 】【 】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(新設)

(4) 上記に記載のない業務に関しては、1 の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。